東京都 と 住宅金融支援機構 が

脱炭素社会の実現に向け 連携して住宅取得を応援

東京都の助成制度



東京ゼロエ三住宅

TOKYO ZERO EMISSION HOUSE

「東京ゼロエミ住宅導入促進事業」は、人にも地球環境にもやさしい 東京都独自の住宅を対象とした助成制度です。



住宅金融支援機構が提供する住宅ローン

【フラット35】

地域連集型(グリーン化)

【フラット35】地域連携型は、地方公共団体と住宅金融支援機構が連携し、**住宅取得に対する地方公共団体による財政的支援とあわせて【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度**です。

対象となる補助事業	金利の引下げ
東京都ゼロエミ住宅導入促進事業	<u>当初 5 年間</u>
(水準3に限る)	年▲0.25%

さらに・・・

【フラット35】S(金利Aプラン)との併用により 当初5年間 年 ▲ 0.5%

6~10年目年▲0.25%

【**フラット35】**S(ZEH) との併用により

当初10年間 年 ▲ 0.5%





東京ゼロエミ住宅とは?

東京ビロエ三往名 TOKYO ZERO EMISSION HOUSE

高い断熱性の断熱材や窓を用いたり、省工ネ性能の高い照明やエアコンなどを取り入れた人にも地球環境にもやさしい都独自の住宅です。

東京ゼロエミ住宅での暮らしは、省エネに加えて、高断熱化によって快適な室温が維持され、部屋間の温度差も小さくなり、ヒートショックの抑制にもつながります。

東京都の助成制度が活用できますので、マイホームをお考えの方は、 ぜひご検討ください。 ______

また、助成を受けるための条件 ※ など、詳しくは 東京都のホームページをご覧ください。

※ 【フラット35】地域連携型で金利引下げの適用を 受けられる住宅は「水準3」に限ります。



【フラット35】地域連携型をご利用いただくための要件

【フラット35】<mark>地域連携型</mark>をご利用いただくためには、(公財)東京都環境公社から「【フラット35】地域連携型利用対象証明書」の交付を受ける必要があります。

くお客さまの手続>

- ①(公財)東京都環境公社へ「【フラット35】地域連携型利用申請書」の提出
- ② (公財)東京都環境公社から「【フラット35】地域連携型利用対象証明書」を交付
- ③「【フラット35】地域連携型利用対象証明書」を借入申込み金融機関へ提出(借入れの契約時までに提出する必要があります。)

申請書式のダウンロードはこちら



東京都 フラット35地域連携型

検 索

- (注1)【フラット35】は、民間金融機関と住宅金融支援機構が提携して提供する全期間固定金利の住宅ローンです。借入申込みは、取扱金融機関となります。 (注2)住宅の耐久性などの【フラット35】の技術基準やその他融資基準を満たす必要があります。各基準はフラット35サイト(www.flat35.com)でご確認ください。
- (注3)土砂災害特別警戒区域(通称:レッドゾーン)内で新築住宅を建設または購入する場合、【フラット35】Sおよび【フラット35】維持保全型はご利用いただけません。
- (注4)【フラット35】地域連携型、【フラット35】S、【フラット35】維持保全型には予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイト(www.flat35.com)でお知らせします。また、地方公共団体による補助金の交付等が終了した場合も受付を終了させていただきます。補助金の交付等についての詳細は、各地方公共団体にお問合せください。

「東京ゼロエミ住宅導入促進事業」のお問い合わせ先

東京都地球温暖化防止推進センター (クール・ネット東京) 創エネ支援チーム 03-5990-5169

受付時間:9:00~17:00(12時~13時を除く) 月曜日~金曜日(祝祭日・年末年始を除く)

【フラット35】のお問い合わせ先

住宅金融支援機構 お客さまコールセンター 0120-0860-35 (通話無料)

営業時間:9:00~17:00(祝日、年末年始を除き、土日も営業しています。)

※ 利用できない場合(国際電話など)は、次の番号へおかけください。 048-615-0420 (通話料金がかかります。)